

議案第49号

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1を次のように改める。

- 1 この表の第3階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

別表の備考4中「の場合で、次表に掲げる階層に認定された」を「であって、所得割課税額が77,100円以下の」に、

「

第3階層	8,000円
------	--------

」を

「

第3階層	4,000円
第4階層	5,000円
第5階層	5,500円

」に

改める。

別表の備考5を次のように改める。

- 5 第2階層から第6階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層から第5階層までにおける次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童	保育料金表に定める額
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童	保育料金表に定める額×0.5
ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童	0円

（注） 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表の備考に次のように加える。

- 6 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に関わらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（4に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童（4に掲げる世帯に属する	0円

保育児童を除く。）	
-----------	--

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。